

三次市教育委員会議案第 17 号

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則の全部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 21 年 8 月 10 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則（案）

三次市奥田元宋・小由女美術館の組織に関する規則（平成 21 年三次市教育委員会規則第 11 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、奥田元宋・小由女美術館（以下「美術館」という。）の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

（館長）

第 2 条 美術館に館長を 1 人置く。

2 館長の任期は 1 年とし、教育委員会が任命する。

3 館長の分掌する事務は、美術館の運営管理全般の統括に関することとする。

（副館長）

第 3 条 美術館に副館長を 1 人置く。

2 副館長の任期は 1 年とし、教育委員会が任命する。

3 副館長の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 館長を補佐し、美術館の事業運営の企画及び推進に関すること。

(2) 学芸に係る企画及び実施に関すること。

(学芸職員)

第4条 美術館に学芸職員を若干人置く。

2 学芸職員の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 美術品の調査研究及び収集に関すること。

(2) 所蔵美術品等の管理に関すること。

(3) 企画展の開催に関すること。

(4) 常設展の展示計画に関すること。

(5) 学校との連携事業に関すること。

(6) その他美術館の学芸一般に関すること。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、美術館の組織について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年 月 日から施行する。